東洋史研究
第十九巻 第三號 昭和三十五年十二月 發行

明初江南の官田について（上）

——蘇州・松江二府におけるその具體像——

森 正 夫

はじめに
一 官田の系統・面積・徴收率
二 官田承佃を可能にする條件若干
三 承佃のあり方をめぐって（以下次號）
むすびにかえて

はじめに

明代の江南、なかでも長江下流のデルタ地帶の田土のうち、中央政府の帳簿に「官田」として登錄された部分は、第一表のように、大きな比率を占める。この官田から徴收される租稅は、民田からの民糧に對して「官糧」とよばれたが、宣德初年、蘇州府の全實徴秋糧額において、それは、九五・四七%[1]、正德の頃の松江府の統計によれば、九四・一六%[2]という多きに達している。そして、洪武二十六年（一三九三）當時、この官糧を主要部分とする蘇州府の實徴秋糧額二七四万六九九〇石は、全國總計の二四七二万八八五〇石の一一・一一%、松江府の一一一万二四〇〇石は、四・五〇%、計一五

・六一%を占めている（梁方仲・明代糧長制度・五六頁「明洪武二十六年全國分區秋粮實徵數及其百分比」・典據は萬曆大明會典・卷二四・會計一・稅粮一）。當代の先進地帶たるこの地方を主對象として進められた戰後の明代社會經濟史研究は、行論の中で、しばしばこの官田にふれ、それを中央集權的官僚國家たる明王朝の重要な財政的基礎として評價する（梁・愛宕・周・田中・佐伯の各氏）とともに、その徵收率を私租と等しいものと規定することによつて、官田制度がこの地方の農業經營に課した苛酷な政治的收奪を强調し、ここに農民層の分解を促進する主要な契機を見る（西嶋・佐伯・田中・寺田の各氏）のである。[3] 私も官田制度という特異な形をとつた明朝政府のこの先進的經濟地帶に對する農業生產力把握のしかたと、當代この地區における土地所有のありかた・農民の再生產のしくみとのあいだの相互關係のもつている重要性を認めるにやぶさかではないが、そのためには、まず必要條件として、官田を直接の對象とし、時期と地域とを限定した、より具體的な研究過程がふまれねばならないと考える。本稿では、とくに比率の大きい蘇州・松江二府の官田について、いくつかの地方志や文集の含む資料の定量的分析をなかだちとして、その明初洪武年間における具體的なあり方を明らかにしようと試みた。

なお、唐鶴徵（天下郡國利病書・原編第七冊・武進縣志）や顧炎武（日知錄卷十・蘇松二府田賦之重）のように、官田の性格を所有權の國家歸屬や生產物徵收率の官租（＝國家へ納入する小作料＝地代）としての性格を强調して、名實ともに國家所有地として明確に規定するか、續文獻通考の著者王圻（卷六・田賦考・官田）のように「官」への歸屬を單なる擬制とし、重稅の私有田にすぎなかつたとして理解するか――この點の究明は、當代中國における國家權力の性格を考える上で見逃すことの出來ない示唆を與えるべきものである。しかし本稿では、研究の未熟と、焦點を上記問題にしぼるために、正面からは論じなかつた。[4] また、皇莊・牧地・屯田などを除き、長江流域以南に分布する所謂「官田」の全構造の解明とその歷史的評價とは、蘇州・松江・嘉興・湖州・常州・鎭江の浙西地區六府のありかたと、湖廣・江西・福建・浙東・前記蘇松常鎭の諸區を除く南直隸各府のそれとを比較し、官田における「官糧」所謂官租と雜役勞働制との相關關係を追求する

など、制度史的實證をも行いつつ、官糧重額部分の徵收率引き下げが行われ同じ部分に對する銀布による折納や耗米平均策が本格化された宣德期、所謂官田民田一則化という徵收率の一本化を見た正德・嘉靖期を二つの山とする崩壞への過程をたどるという前提に立つて、はじめて可能となるが、これらについては、他日機會を得て發表出來ればと考えている。

一　官田の系統・面積・徵收率

本節の行論の一部によつて、明朝政權の長江下流地帶における農業生產力の把握が、基本的には、官田の設置という形で行われたことが示されるであろう。全田土の五〇％以上が官田として登錄された蘇州・松江の兩府は、その典型であり、以下、兩府官田の成立の系統と面積・徵收率についての、あらかたの方向がさぐられる。

I、官田の諸系統　洪武年間の同時代的資料として貴重な盧熊の洪武蘇州府志は、宋濂の序によつて、里甲制成立の二年前、洪武十二年（一三七九）までに成立していたことを確認できる。著者は、卷九・田畝において、第一表のごとく、「本朝計撥本府所轄六縣及崇明新隷共有田土・六萬七四九〇頃〇〇畝(分以下略)」を、次の三つの主要ジャンルに分類する。

官　田　土	二・九九〇六頃〇七畝（萬）
民　田　土	二・〇九四五頃五一畝
抄沒田土	一・六六三八頃四〇畝

すなわち、洪武十二年頃、民田土を文字通りに人民私有の田土と考えると、その他に「官田土」と「抄沒田土」という二つの系統が意識されていたわけである。このように、民田以外の田土、所謂官田をいくつかの系統に分ける意識は、宣德年間（一四二六～一四三五）、中央政府の戶部官僚にも存在した。すなわち、當時の蘇州知府況鍾の「再請減秋糧及拋荒糧・抽取船隻奏（況太守集卷八）中にある戶部の駁査に、

洪武初年　古額官田起科已定　不在開除之例　止令將洪武年間抄沒官田糧減除

と述べられた「古額官田」と「抄沒官田」との對比である。そして、洪武府志が別々に數字をあげていることは、この區別が、當時、意識の上のみではなく帳簿の上でもなされていたことを示すであろう。この「抄沒田土」は、「抄劄田土今年稅糧　照依官田　減半入官　不爲常例」（皇明詔令・卷二・量免江西等省田租詔・洪武十五年四月、江東・江西・浙江・南直隸の各府州に對するもの）というように、稅糧蠲免に際し、全免の民田とはしばしば區別されていた「官田」と同樣の扱いを受けた。洪武十四年（一三八一）、賦役黃冊の制定のおり、この「抄沒田土」は官田則例によつて起科すべき田土として登錄されたと思われるが、成立時の特徵は徵收率の上に殘され、況鍾をして「抄沒官田」という表現をとらしめたのである。ところで、洪武府志は特にそれと指定してジャンルを設けていないけれど、そのほかもうひとつの重要な系統は、

初官田皆宋元時入官田地[a]　厥後有還官田・沒官田[b]・斷入官田[c]（明史卷七十七・食貨一）

國初有因兵燹後遺下土田無主者[c]　有籍沒張士誠者[b]　有籍沒土豪虐民得罪者[b]　此之謂官田（崇禎松江府志・卷八・田賦一）

官產者　逃絕人戶[c]暨抄沒[b]等項入籍於官者也（萬曆上元縣志・卷二・田賦）

右各資料中、(C)印を附した元末戰亂による逃亡、戶絕等による無主の田である。これを藤井宏氏（明史食貨志譯註上・田制）の分類によつて「斷入官田」の名の下に入れておく。[5] 右資料中明史のいう還官田は、文意によれば明代になつてからの還官を指すものであり、處理方法を基準としてなされた分類であるから枠外におき、殘る三系統を、左のように、洪武蘇州府志の項下、及び明以前と以後とに整理する。

洪武府志

		年代
官田土	(a)、古額官田・宋元時入官田	明以前
	(c)、斷入官田・遺下土田無主者・逃絕人戶入籍於官者	明以後
抄沒田土	(b)、抄沒官田・沒官田・籍張士誠者・籍沒土豪虐民得罪者	明以後

このような分類を問題にするのは、成立の系統によつて徵收率が異なり、面積に差があつて、官田承佃の條件にかなりの相違が出てくるからである。

洪武年間抄沒官田　起科多者　每畝不過三四斗　農民可勝　其所不勝者　正在古額官田（前引・況太守集の同じ上奏）

すなわち、右の況鍾によれば、明以前の系統が非常に重く、明以後のうち前掲(b)印の抄沒官田は比較的輕いという。この況鍾の見解は、第二表に整理轉載した洪武蘇州府志の府内各縣項下の系統別徵收率について分析した結果とほぼ對應關係を示す。[6] (c)印の斷入官田系統も、註(6)及び本節Ⅱから、官田の中では相對的に徵收率の輕いことを推定し得る。

松江府の場合は、洪武～宣德期の官田について、その系統と徵收率との相關關係の全貌を語る同時代資料に乏しい。しかし、況鍾と交渉の深かった工部右侍郎・巡撫南直隷・總督稅粮たる周忱が、左に引くように、宣德期に迎えた官田體制の危機にあたり、徵收率切り下げの主對象としてとりあげたのがとくに重いといわれた「古額」官田であったことは、問題とした時期の狀況をほぼ正しく傳えるものと考えられる。

華亭・上海舊有官田稅粮二萬七千九百餘石　俱是古額　科粮甚重　乞依民田起科　庶徵收易完（明實錄・宣德七年三月戊辰）

Ⅱ、各系統別の面積と徵收率　一概に官田といっても、系統ごとに、每畝當りの徵收率が異なるとすれば、明初洪武年間にあつては、どの系統がどの程度の比重を占めていたであろうか。これをはっきりと定量化しきることはもとより困難であるが、次のような方法による接近は可能だと考える。蘇州府における洪武十二年（一三七九）頃の三ジャンルの面積、ならびに比率は、前引の洪武府志により（合計は畝以下切り捨てのため本文より一頃少ない）

(a)(c)官田土	二九九〇六頃	四四・三三%
(b)抄沒田土	二〇九四五頃	三一・〇三%
民田土	一六六三八頃	二四・六五%
合計	六七四八九頃	一〇〇・〇一%

右のように示される。

一方、開墾の限界をあらわし、明一代の基本的數値とみなされている姑蘇志・卷十五・田賦所載、弘治十五年（一五〇二）の統計は、[7]

(a)(b)(c)官田地	六〇〇九四頃	六二・九八%
民田地	三五三二三頃	三七・〇二%
合計	九五四一七頃	一〇〇・〇〇%

となる。兩者の總計間に存在する二萬七九二七頃の相異が、開墾あるいは抄沒の進行、さらにその結果をも含めた統計整備の指標として注目されねばならない。さて、そのうち、民田の增加分を除き、弘治十五年の官田地六〇〇九四頃と、洪武十二年頃の官田土・抄沒田土の合計五〇九五一頃とを比べると、九二四三頃の差がある。後者、すなわち洪武蘇州府志所載の「官田土」は、註(6)で推定したように、相當量の斷入官田系統已登錄分と、宋元官田との和と考えられるのであるが、今、便宜上、すべて「宋元官田」としよう。そして、その後もこの宋元官田の數値は增加しないものと假定する。他方、洪武十二年以後の官田的田土〔(b)＋(c)〕の增加分九二四三頃の內容を、その後の戶絕無主田＝斷入官田の登錄による編入分と、洪武十二年頃より以後にさらに進められた抄沒による田土との和であるとする。ここで、姑蘇志所載弘治十五年の數値と、洪武二十六年（一三九三）三月迄に成立していた諸司職掌所載の數値は、ともに同系統に屬する（同時に明一代の基本的な數値である）という殆んど確實な推定によつて、姑蘇志の數値を、第二回黃冊攢造の結果たる洪武二十四年（一三九一）の統計に比定する。(7) このように前提を置けば、

(a)宋元官田	二九九〇六頃	三一・三四%
(c)(b)抄沒及斷入官田	三〇一八八頃	三一・六四%
民田	三五三二三頃	三七・〇二%

という洪武二十四年當時の比率が出る。このうち、宋元官田には、上述のように、洪武十二年頃迄に登錄されていた斷入官田部分が含まれているはずであるから、斷入官田と抄沒官田との和、(b)プラス(c)は、右の三一・六四%よりも、現實としては、もつと多くなるはずである。しかし、この數値をそのままにする——つまり最も少なく見積つても、明初洪武二十四年頃迄には、最も多く見積つた宋元官田數と同額、蘇州府田土の約三分の一弱が、抄沒及び斷入の官田として新設さ

れたわけである（註(6)の〈官田〉項下に述べたように、これら新設の官田が、明以前の宋元官田を浚渫することはまず確かであろう）。

以上の結果をふまえて、Ⅰで簡單にふれた系統と徵收率との相關關係をより具體化していこう。まず、田土面積の場合と同樣に、洪武二十四年、第二回黃冊攢造の結果を示す諸司職掌所載の蘇州府秋糧總數二七四萬六九九〇石と同系統の宣德五年當時の同府秋糧總數二七七萬九一〇九石（況太守集・卷七・請減秋糧奏・宣德五年七月二十六日）という統計が、幸いにも、「官田糧」二六二萬五九一五石（九五・四七％）と「民田糧」一五萬三一七四石（四・五三％）とに區別されているので、その各々を、洪武二十四年當時のものとした前出の官田面積〔(a)宋元＋(b)抄沒＋(c)斷入〕と民田面積とで除算し、この當時の每畝平均徵收率を算出する。〈官田＝四斗三升六合九勺餘〉、〈民田＝四升三合三勺餘〉という數値が得られる。今、官田のうち、宋元官田に高率を多く含むことは、本節のⅠ及び註(6)に引用した文獻で確認されている。又抄沒原額田の面積は、今減科田のそれよりもかなり狹いが、これも四斗臺以上、五斗臺・六斗臺を含み七斗臺に至る高率であることについても註(6)で確かめ得た。とすれば、これら高率部分の稅糧數を含んだ二六二萬餘石を平均した結果が每畝四斗三升餘になつたことは、重要な示唆を與える。すなわち、殘る二種目のうち、すでに註(6)によつて三斗五升以下であることが明白である抄沒今減科田を除き、最後の一種目、戶絕無主の斷入官田も每畝四斗臺乃至それ以下の徵收率を持つという非常に確かな推定が可能となり、註(6)でこの斷入官田を一則四斗の「開耕田」に比定したことにも現實性が出てくるのである。以上の考察に則して、洪武二十四年頃の蘇州府における官田の系統別の面積と徵收率を、民田をもあわせて表示すれば、

宋元官田　*三一・三四％　四～七斗臺　（基本的な部分。若干部分は三斗臺以下）
（*事實上この數値をかなり下回る）

抄沒及斷入官田　**三一・六四％
（**事實上この數値をかなり上回る）

抄沒原額田（小範圍）　四～七斗臺

抄沒今減科田（廣範圍）		三斗臺以下
斷入官田		四斗臺乃至それ以下
民　田	三七・〇二%	五升以下（若干の斗單位を含む）

となる。すなわち、洪武年間の蘇州府においては、高率を多く含む宋元官田、所謂古額官田とともに、最低に見積つてそれと同額、事實上はそれをはるかに上回る新設の抄沒・斷入兩系統の近額官田が存在すること、後者の大部分が三〜四斗臺の徵收率を有し、全蘇州府田土の少くとも三分の一、大たんにいえば、おそらく四割以上を占めるであろうことが要約される。

松江府については、[8] Ⅰでも觸れたような資料的制約から、蘇州府に用いた方法を取り得ない。それに代る手段の一つは、宣德中年（一四三〇年ごろ）以後に行われた官田每畝の徵收率切り下げ以前のもので、洪武二十四年の數値と同系統の永樂十年（一四一二）分秋糧各項の徵收額一二五萬四九一五石餘や、同年の秋糧中、秔米・糯米・赤米からなる米穀部分一一五萬七七七五石餘と、Ⅰの末尾で示した宣德七年（一四三二）現在松江府下二縣の「科粮甚だ重き」古額官田部分の稅粮數二萬七九〇〇石との對比である。すなわち、古額官田部分は、蘇州府の場合と同樣、全官田の中で、又一府全田土の中で、それほど大きな比重を占めてはいなかつたという見とおしが出てくる。第二の手段は、宣德の徵收率切り下げ（官田每畝平均約二五%强）後、正德七年（一五一二）以前のものと推定される第三表、松江府稅糧科則分布の記錄である。松江府の官田の每畝當り徵收率の面積百分比をみると一〜三斗臺は、官田中の實に七七・三二%、全田土中の六三・〇五%に達して、民田中、五升臺が七三・五三%を占めるのと好對照をなしつつ、この頃當府下に存在していた官田の基本部分が、重額といわれた宋元のそれよりも、むしろ明代の新設にかかる相對的に低い徵收率（民田のそれとは區別しなければならないが）を擔つた部分にあつたこと、それが、さらに、府下全田土の基本部分となつていることなどが理解される。なお、第三表をもとにして算出した切り下げ以後の府下一般、華亭縣、上海縣における官民田の每畝平均徵收率

は、第四表にまとめて收錄したが、この數値と宣德の切り下げ率とから復元した數値が、同じく第四表の洪武から宣德の切り下げ以前に至る官田每畝平均徵收率である。全府平均の三・〇九斗、最も高い華亭縣における三・三〇七斗という數値は、蘇州府のそれよりも一斗强低いという特徵とともに、官田の實態を考える上で注目さるべきであろう。

二　官田承佃を可能にする條件若干

前節で分析した官田每畝當りの徵收率は、しばしば官田の性格を決定する唯一の指標であつたが、官田をその內部にとり入れた農業經營の繼續を支えていたものは、「稅」よりも高く「私租」よりも低い[9]という徵收率自身の特異性だけではなかつた。以下、蘇松地方の官田制度の具體像に、所謂再生產のしくみという角度から考察を加えたい。

もつとも基本的な問題としてあげなければならないのは、明代（一四世紀後半以後）の中國においても、依然として農民層の重要な支出部分となつている徭役勞働――その一大部門として里甲正役と並び注目されているかの雜役勞働の、官田に對する免除乃至輕減の慣行である。これは、明朝政府の行政法典たる大明會典には正式の規定として全く見出すことが出來ず、その全體系を整つた形で明確にする手段は殆んどないとさえいえる。この慣行を記錄しているのは、主として二三の文集と、明代の編纂にかかる各地方志の田賦志或いは徭役志であつて、各々異つた表現をとりつつも、その存在確認の根據となつている。もつとも、從來の研究においては、雜役というものの明代における本質的性格にもとずき――すなわち、それが、農村の地主・自作農・自小作農を含む土地私有者を割り當ての對象とするものだという觀點[10]に立ち、官田は國家の田であるとしてその對象外と考えるか、官田と民田との性格を同一視して、暗々裡に、當然對象とされていたとするか、いずれかであつた。元來、明代の雜役は、洪武十八年（一三八五）以後、「丁糧の多寡・事產の厚薄」にもとずいて設定された「三等九則」の戶則を基準として僉差されるものであるが、[11]藤井宏氏の指摘されるごとく、長江以南のように、田土の生產力が人丁の勞働力に比べて相對的に高く評價される地域においては、資產の中で最も明瞭な不動產で

あるという理由もあつて、明初以來、田土がかなり重要な基準として考えられて來た[15]ことに留意する必要があろう。このような前提を置くとき、國家權力たる明朝政府にとつて、その財政を支える不可缺の要素たる雜役勞働の賦課對象として、生產力豊かなこの地域における廣大な官田は、當然のこととして無視することが出來ないという歸結が豫想される。しかし、他方、官田の承佃者となつた農民層にとつては、私租よりも低いとはいえ、民田の「升」に對して「斗」というような單位を異にする徵收率を擔つたこの特殊な田土を對象として、さらにふたたび雜役勞働を課せられることは、相當の重荷である。從つて、政府としては、積極的に官田政策を推し進めまず現物租稅收入を確保しようとする以上、官田をとり入れた農業經營內部における再生產の繼續が實際に可能か不可能かという角度から、何らかの措置をとらねばならなかつた。このような意味から、官田を雜役勞働編審（僉差＝割り當て）の基準乃至對象として除外するか、或いは換算率を輕減するというたてまえが存在していたのである。〔註(16)參照〕

邑之田有官田　田所入　以供官府盈詘之需　但不缺國賦而不服雜徭者也（天下郡國利病書・原編第七冊・常鎭・靖江縣志）

官產者　逃絕人戶暨抄沒等項入籍於官者也……而雜徭不與焉（前引萬曆上元縣志・卷二・田賦）

この二つの典型的資料は、蘇松地方に隣接し官田地帶としても見逃すことの出來ない南直隸の常州府・應天府の實例である。ところで、戶則の設定とは、戶を單位にして雜役勞働の割り當てを決定することに他ならない。この點よりすれば、官田のみを佃種して生計を立てる人戶に對しては雜役を免除するという表現も、とくに官田が一縣の田土の中で少ない地方、たとえば浙東の金華府などでは可能なわけである。

祖宗時　凡全戶佃種官田者　皆免其徭役（萬曆蘭谿縣志・卷一・田賦志）

これら地方志の示すたてまえは、國初里甲制成立（洪武十四年・一三八一）以前の時期における雜役勞働割り當ての過程にも見出すことができる。

各處水馬站及遞運所・急遞鋪　凡陸站……馬有上中下三等　驗民田粮出備　大率上馬一疋　粮一百石　中馬八十石　下馬六十石　如一戶粮數不及百石者　許衆戶合粮并爲一夫（明實錄・洪武元年正月癸巳）

詔計均工夫役　初中書省議　民田每頃出一丁爲夫　名曰均工役　民咸便之（明實錄洪武八年三月壬戌）

すなわち、運輸・通信、國都造營工事などに必要な勞働力が、ともに、人民の私有地としてより明確に意識されていた「民田」を基準として割り當てられた事實であつて、その背後に、官田をその對象から除外するというたてまえを知り得るのである。このあたりで、當該蘇松地方に焦點を移していこう。嘉靖二十一年（一五四一）頃死んだ松江府華亭縣の人陸深は、その谿山餘話（說郛續第十八所收）において、

今東南之田有二則　曰官田　曰民田　然官田未必盡重而民田未必盡輕也……惟編審差徭　則官田輕而民田重　故受田之家亦嘗校論官民之則

とのべ、彼の本貫松江府地方を含む嘉靖頃の東南官田について、官田は差徭の編審率輕く、民田は重いという事實を、当時の常識的見解として指摘し、前記たてまえの根强い殘存を裏付ける。第一節で明らかとなつたように蘇松地方の官田はまことに廣大でありさきにもふれたようにもともと雜役勞働の免除乃至減免の全面的實施がむずかしいという內在的ハンディキャップを考慮に入れて、われわれはこの事實を評價しなければならない。そのとき雜役勞働の項目數と實質負擔とが後代に比してより少なく、且つ農村內部における階級關係も、同じく後代に比らべ相對的に安定していた明初において、嘉靖期にまで當地方にのこるこのたてまえが、より完全な形で成立していたという推定が可能になつてくるのではないか。註(12)や第三節で詳しく觸れるように建文から永樂初年における馬差の割當方法には、官田を對象から除くべきであるという考えがつらぬかれていることを直接明瞭に看取できるが、このことを間接的に示すのが、宣德年間の次の事例である。洪武三十一年（一三九八）それまで官田として登錄されていた常熟縣の田土二百七十五頃六十四畝が、屯田として政府に收用されたことがあつた。この屯田は、永樂八年（一四〇八）、屯軍の引き上げによつて遺棄され、民間に開放される。その事後處理に關して、宣德七年（一四三二）、同縣の糧長里長らは、

蒙戶部勘合箚付　承准都督府照會　該本衞申開　各軍名下田地　草木盤結　難以成熟　退還有司　召人承佃　照民田例起科　本縣已將

前項田畝　照數召佃成熟　至今二十餘年　二次造冊　應當水馬重難差役（況太守集・卷八・請軍田仍照例民佃奏）

とのべ、この官田が一旦編入されていた軍管下から、再び有司管轄下に移つたこと、召人承佃して、今度は民田の例に照らして起科したこと、從つて二回の黄冊編造に際しては、あらためて民田糧として登錄されている以上、水馬（先にふれた水站陸站等の運輸勞働）等の重難差役に當てるべきであつたという。この一節の主旨を通じて、彼ら在地有力農民の常識の中に、官田の場合には、この種の重い雜役勞働を割り當てないという慣行の存在を認め得るのである。もつとも、この例自身、輕い雜役勞働の編審に際し、官田がすでに基準乃至對象となつていたという蘇松地方の事情を推定させるものであるけれども。このように、われわれは、洪武年間の同時代的資料を缺くものの、明初以來の蘇松地方において、官田を經營内部にとり入れた、すなわち、その面積の大小を問わず、何ほどかの官田の第一次承佃者となり、自らの責任において官田稅糧（所謂官租）を納入する農民層の再生産を維持させようとするひとつの方法を認め得た。註(13)は、以上の行論を、正德・嘉靖年間、松江府・嘉興府の地方志にはつきりと記される事例から逆行的に、南直隸・浙江東部・江西・湖廣・福建という官田分布地域の地方志に例外なくとどめられた規定から比較間接的に、たどるために役立つであろう。

さて、再生産を維持させるためには、又、政府は、夏麥の折色徵收という措置を講じなければならなかつた。況太守集・卷九・再請夏稅折布奏（宣德七年九月）に收錄されている長洲縣糧老の徐璿の狀によれば、

各縣田地低窪　糧額浩大　洪武年間　人民佈種官田　別無遠運　年歲成熟　止勾納糧　每遇春夏饑歉之日　全賴二麥接濟　秋糧徵收本色　夏麥每一石二斗　折布一疋　民得織布納官　存麥濟饑

とあつて、ただひたすら秋糧の米穀を規定の徵收率で納入させるため、夏稅の折納をみとめ、農民が生計維持のための剩餘を手もとに殘すようにした政府の處置がみられる。この方向の政策は、會典に收められた洪武年間の官田糧に對する折納の規定(14)、草料の徵收に際して官田を民田の二分の一だけ控除する規定(14)の示すところでもある。

しかし、再生産にとつて、決定的な條件として見逃し得ないのは、官田糧の運送距離である。前引長洲縣糧老の狀にある

洪武年間の「別無遠運」という條件が、永樂遷都前後からの政治的中心の移動により、「又與各處民糧一般　撥派遠運加耗對支」と、北京をはじめとする江北地方への輸送という形をとつて惡化するとき、再生産の構造にはひびが入つてくる。[15] 官田體制は、明初洪武年間の國都たる南京の周邊地域にその主要部分を置くという地理的條件を、その重要なテコとしていたのであつた。（ついでながら、この條件を政治的にみるとき、官田の形成過程自身がその成長の指標でもあつた明朝の國家權力確立に接近する時點と當時の首都に附近する位置とにおいて、官田の承佃者と國家權力との中間勢力はよりきびしく排除され、その再生産もより容易に保障されたという推定が可能となる。）

以上本節の行論に示した二三の條件は、決して再生産維持のための必要條件ではあつても十分條件ではない。[16] しかし、ともかくも、これらの存在によつて明初洪武年間の官田の經營は、比較的安定していたらしい。況太守集・卷八・治農官改兼催粮官奏（宣德五年十一月）の冒頭が「臣（況鍾）到任以來　詢問民情　據里老王仲仁等言　洪武年間　無官治農　糧不拖欠」という句で始まつていることは、この推測を招くものであり、上引長洲縣民徐璿の言も、間接的にその間の事情を語るものであろう。

註

(1) 第一節・II參照

(2) 第三表によつて算出。なお註(8)參照

(3) 江南の官田に關する專門的な研究としては、清水泰次・明初の蘇州府の田租につきて・歷史地理二八の四、周良霄・明代蘇松地區的官田與重賦問題・歷史研究一九五七年第十期がある。とくに後者は、筆者の研究進行中に出され、本文「はじめに」で述べたような問題意識に立つとき、鋭い示唆を含むものであり、敎えられるところ少くなかつた。なお、梁方仲・近代田賦史中的一種奇異制度及其原因・史地週刊第二三期・一九三五年は、遺憾ながら未見である。清水泰次・明太祖の對權豪策・史觀三八も、かなりこの問題にふれている。近代以前の中國でこの問題を扱かつたものとしては、顧炎武・蘇松二府田賦之重・日知錄卷十の著名な成果をはじめとして周夢顏（清）・蘇松財賦考圖說、蔣辛田（清）・蘇松田賦攷・蔣辛田先生遺書、趙用賢（明）・議平江南粮役疏・松石齋集卷二などがあげられる。官田を論旨の重要な要素とした戰後の研究には、西嶋定生・支那初期綿業の成立とその構造・オリエンタリカ2、愛宕松男・朱吳國と張吳國・文化十七の六、佐伯有一・明清帝國時代の東アジア・世界史講座一、佐伯有一・

田中正俊・十六、七世紀の中國農村製糸、絹織物業・世界史講座一、梁方仲・明代糧長制度、北村敬直・明末清初における地主について・歴史學研究一四〇、北村敬直・中國の地主と日本の地主・歴史評論四の二、宮崎市定・宋代以後の土地所有形態・東洋史研究十二の二、寺田隆信・明代蘇州平野の農家經濟について・東洋史研究十六の一、などがある。

(4) 但し、本稿では、一般民田との對比を記述の都合上明確にするため、唐・顧兩氏のごとき修辭法をつかう。たとえば、目次にもかかげた官田の「承佃」とは・國家の土地の小作をするという考え方を表現した用法である。

(5) 藤井氏によれば、この斷入官田は、蘇州・松江・嘉興・湖州の四府において、張士誠滅亡後に出來たものが多い。なお本稿では、同氏に從つて、戸絶無主の田の官田となつた部分を「斷入官田」とかりに名付けておく。

(6) **第二表について。** 各縣下の田土に共通した地目は、官田・功臣還官田・開耕田・民田・抄沒田の五つであるが、冒頭の一府總計では、官田・民田・抄沒田の三大地目のみが記され、功臣還官田、開耕田は官田項下に編入されている。(功臣還官田の面積をとくに載せている吳・長洲二縣でも、それを官田項下のものとして計算からはずさないと一縣の總計に狂いが生ずる。) したがつてこの三つが基本的なジャンルとみられる。この各地目下、廣く分布する多數の起科等則のおのおのに付して面積が記されていない以上、第三表の松江府の場合のごとく、各地目のそしてとくに官田各系統の特徴を表わすような指標的徴收率を嚴密に百分比で斷定することは出來ないが、宣德年間の蘇州府知府況鍾の上奏にうかがわれる田土問題の常識や二三の地方志の記事を參考としながら接近を試みる。

〈抄沒田〉 況鍾の常識と最もよく符合する地目。これは各縣を通じ「原額田」と「今科田」とに二大別されている。況太守集・卷八・再請減秋糧及拋荒糧・抽取船隻奏は、蘇州府下の拋荒田土のうち、官田部分を民田に準じて起科し、召人承佃したいという況鍾の再三の上奏に對する戸部の駁回をのせる。その一節に「如係洪武初以前古額官田　不許減科仍照舊額納糧　若係洪武年間抄沒官田　分豁原額幷今減科糧數　明白保結完報」とあつて抄沒が洪武年間にかかるものであることが知られ、さらに、抄沒田のうち「原額」によったものと、それを何らかの基準で減じたものとが、明瞭に區別して意識されていたことがわかる。この「原額」が、抄沒以前の私租の原額を意味するか、洪武七年に出された減租例(註(21)參照)以前、抄沒田の起科等則が明朝政府によつて最初に設定された當時の徴收額を指すかを決定し得る資料はない。ただ、いずれにせよ、以下の特徴は重要である。まず、長洲・吳・嘉定の三縣では、今科田の面積が壓倒的に多く、原額田は些少であり、吳江縣にあつても、今科田が原額田の二倍弱を占める。この傾向は、兩者別の面積を記さない常熟、崑山の兩縣においても、同樣だとみていいのではないか。第二に、兩者の徴收率は、各縣を通じて、例外なく、原額田が七斗三升以下四斗三升、四斗にとどまり、この蘇州府志の用法における「官田」の中位以上の科則分布に似て相當の重額なのに對し、今科田は、三斗五升を上限に、以下三升

に及び、平均徴收率（第四表參照）以下の輕額である。（なお今科田の場合、常熟縣では、三斗五升より毎則一升を遞減して八升に至る二十八則に、六升、五升、三升の三則を加えて三十一則、嘉定縣でも、同じく、三斗五升以下三十二則というふうに、徴收率の多岐にわたっている點が、明代當地方における土地問題や徴稅問題に臺帳紊亂の内因となる事により重要な影響を與えたものとして注意さるべきであろう。）

抄沒原額田　面積小　徴收率七・三斗～四斗
〃　今科田　面積大　〃　三・五斗～三升

という特徴が結論として導き出される。

＜民田＞　正德姑蘇志の著者のごとく、この洪武蘇州府志の各縣における分布狀況を詳細に調査せず、全縣一括して起科等則をならべると官田民田の差は殆んどないようである。

官	民
石	
0.73	
0.63	
0.53	0.53
0.43	0.43
0.33	0.33
0.26	0.23
0.23	0.1
0.16	0.05
0.13	0.03
0.05	
0.03	
0.01	

しかし、五斗三升は吳江縣に一則、嘉定縣に一則、四斗三升、三斗三升は、各々嘉定縣に一則ずつ。ほとんど嘉定縣に集中する上記三則の同縣民田土に占める面積は不明であるが、少くとも、全蘇州府的でないことは明白ではある。この三則を除けば、各縣とも、みな二斗六升以下、五升、三升、一升に至る或いは七・六・五・四則であって官田や抄沒原額田の上限に比べるとはるかに低く、抄沒今科田のそれよりも一段低い段階にある。この二斗六升以下というとらえ方は、況太守集・卷七・請清軍及舊欠折鈔奏で、況鍾が、「民田糧一十五萬三千一百七十四石、每田一畝科米五升至二斗六升」と述べる事實と、ほぼ完全に一致する。そして、以上の結果を、洪武二十四年當時のものとしてよい蘇州府民田の平均徴收率四升三合三升餘と考え合わせると、二斗三升以下、一斗三升などという起科等則も、例外的な存在とみる他はない。

＜官田＞

(a)、國初田土分官民　中又各分高下等則　蓋悉仍宋元舊制…
…吳元年本府抄報僞吳版籍內　有功臣還官田及官田原科若干者　此可證矣（天啓海鹽縣圖經〔嘉興府〕卷五・稅糧）

(b)、已上五十都官民田數　俱宋元時分制　至國朝田額　或開墾　或抄沒　或三等分田　甚爲近古?　今爲掩匿　姑存田額　以備參考（弘治常熟縣志・卷六・鄕都・田土の附表註による）

抄沒田の所で引用した戶部の駁回からも、この「官田」が「抄沒官田」とは別系統の「古額官田」ではないかという自然な推定が可能になる。(a)の「官田原科若干者」中の「原科」が、洪武蘇州府志「官田」科則に附せられた長洲・崑山の「原科」、吳・常熟の「元科」と共通の意味をもつとすれば、「官田」は、aの「宋元舊制」や(b)の「宋元時分制」の系統に屬するもの、まさしく古額の宋元官田であろう。洪武府志の「官田」の等則は、上限七斗三升、下限三升、ほぼ十則。各縣間の異同はほとんどなく、丁度中位にあたる三斗三升をとれば、抄沒今科田の上限と均しく、民田の實質的上限よりも一斗か

た重い。科則のこの部分は、本文に引いた況鍾の「古額官田こそ重額なのだ」という考え方に照應する。（錫金識小錄・卷一・備參上の「大抵官買田至重　籍沒田次之」や洪武蘇州府志・卷九・田畝の宋代田土の記錄中にある「公田則充淮郡軍食用度者　每畝起科　上至二石五斗　下至於七斗一升四合」を參照）しかし殘された重要な問題は、①上記重額部分―平均徵收率とほぼ同額の四斗三升を主體とする四斗臺はともかく、とくに五斗臺以上の部分―を除き、三斗三升以下三升に至る低額部分の存在。②洪武府志の「官田」が蘇州府全田土の四四・三三%、常熟縣全田土の五九・〇一%を占めるのに對し、前揭弘治常熟縣志のいう「宋元時分制」中の「諸色官田」が官民合計の七・九四%にすぎないという量的差異、これに關係して、第一表に示した明代浙西六府の官田が、宋代同區域に置かれた公田の四・一倍に達するという事實。以上二つの解釋である。（なお正德松江府志・卷七・田賦中所載杜宗桓上州撫侍郎周忱書、崇禎松江府志・卷十・田賦三・前代賦額によれば、元代にも、至元年間における朱國珍・管明、大德年間における朱清・張瑄等の田の籍沒入官が行われ、松江府で官田が新設された事實は否定出來ない。しかし、元史・卷九十三・食貨志、續文獻通考・卷六・田賦考・官田によつても、官田の大規模な積極的な創設の記事はみられず、その說く所は、專ら官田の管理や賜與・還官等の處分法に費いやされている。筆者の元代官田についての乏しい知識の範圍では、宋代所設の諸官田、とくに南宋末設置の公田が、この蘇松地方一般では、元代官田の基本部分だと考えざるを得ない。元典章・卷十九・戶部五・官田・影占係官田土では至元二十六年二月頃の「亡宋各項係官田土」を對象として論じていることを附記する。）①については――洪武府志が公田以外に記錄に留める宋の官田のうち、「圍田の四斗・三斗、沙田の三斗・二斗、成田の二斗、營田の四斗・三斗・二斗、職田の〃八斗七升下而六升五合三勺〃、沒官田の〃高者不踰一石五斗、下者僅二斗而已〃」などの諸科則に含まれる輕額部分を、後代明初の再登錄の際、起科等則中の低い部分に編入したもの――と解釋し、況鍾の上奏を併用して、古額官田中の基本部分ではないと推定することも出來よう。しかし、②に關する以下の分析によつて、この推定をおぎない、より適確な解釋に近付きたい。すなわち明代に入つてからの官田面積の擴大については、「原科」「元科」という頭註以下、七斗三升から三升に至る約十段階の科則とともに「官田」項下に收錄され長洲・吳・崑山・常熟の各縣に、四斗（四縣とも）、七斗三升（一縣のみ）の科則をもつて記錄された〈開耕田〉の存在が注目されなければならない。これは(b)資料に宋元分制と對比して註記された「國朝田額」中の「開墾田」、光緒石門縣志（嘉興府）卷三・田賦所載、吳元年則例中の「一則四斗」と說明されている「開墾田」と同系統のものとみられる。この「開耕田」乃至「開墾田」が、戶口の斷絕、所有者の逃亡など種々の事故による無主の荒廢した田土を、中央政府の直轄下に編入し一律の四斗という―明代當地方のの官田としては平均的な―徵收率を定め、承佃者を募集して開墾させたものを指すとすれば、元末戰亂のあとを受けた明初の當該地方に、このよう

な多數田土の存在が豫想されるだけに、これが〈官田〉項下に編入されるとき、府志〈官田〉部分の面積の廣大となる理由も、いちおう合理的に說明できるわけである。もちろん、以上の②の分析にも、二段階の假定が入つており、實證は今後にまたねばならないが、註(5)に示した藤井宏氏の意見は、この際ひとつの參考となろう。なお、洪武府志では、「官田土」項下に入れられている〈功臣還官田〉は、その面積が示されている長洲縣の場合、二一八頃二八畝餘、吳縣では六三頃九六畝餘、計二八二頃二四畝餘、これから推して、殘る常熟、崑山の兩縣にあつても、その面積は、「官田土」全體に比して極めて小さいとみてよい。それにしても、この項目も、各縣ともに殆んどが三斗八升以下の低率であることは注目してよい。官田重額の象徵として愛宕氏などがとりあげられる一石六斗三升の科則は、常熟縣の十則中の一則として一例を見出すもので大勢とはなしにくい。なお、この「還官」とは、(a)資料の語るところ正しければ、前代のものであろう。明代の還官は、滯水泰次氏によれば（明代莊田考・東洋學報・十六の四）、洪武二十五年（一三九二）からはじまり、この日付は洪武府志序文の日付け洪武十二年より十年以上も後のものである。以上右府志の所謂「官田」のもつ歷史的內容には問題を殘すが、第一表の科則分布に內在するおおよその方向は推察し得たのではないかと思う。

(7) 藤井宏・明代田土統計に關する一考察（東洋學報三〇の三、四・三一の一）による。なお、本文の數値は氏の說によつて訂正を加えたもので、姑蘇志原文とは若干異なつている。

又、本稿の蘇州府・松江府に關する田土統計の取り扱いは、氏の考えに示唆を受ける所少くないが、氏の論文が直接對象としていない統計にふれることも多く、最終的責任は筆者が負うべきものである。

(8)

松江府關係の統計と數値について

○**第三表**は、正德松江府志・卷七・田賦中所載の「總書王奎故紙冊載、不著年月」と註記のある、「見在有徵」部分についての稅糧科則表に、百分比を付して、整理轉載したものである。

王奎の統計による官民田地等の總計は、右「見在有徵」の官民田地山池塗蕩三萬九八四五頃〇〇畝餘と、「逃絕拋荒抄出・海塘坍湖坍淖坍江倉基民田累陪・寄莊告申等項田地」四二二七頃八七畝餘とを加えた四萬四〇七三頃〇六畝餘である。藤井宏氏が前記論文で、明代松江府の基本的數値とされ、第一表にも用いた正德會典卷十九所載の弘治十五年、本府官民田土總計四萬七一五六頃六二畝に頗る近似するところの、右府志所載「正德六年戶總科數」四萬七二〇四頃〇〇畝と比べるとき、この王奎による數値は、三一三〇頃九七畝餘少ない。しかし、一方、「正德五年歲報」とは、それから僅かに四頃〇四畝を減ずるのみで、殆んど同系統のものとみられる。從つて、田土面積の絕對量を知る上に、第三表、すなわち王奎の統計を用いることは疑問を殘す。ここでは、徵收率の分布狀況の傾向を知るために利用したわけである。この意味で、會典による官田の對總面積比八四・五二%と、府志所載王奎の統計による同じ比、八一・五四%とに甚しい相異のないと

とは注目してよい。なお、この王奎の統計がその年次を附記していないことは前述のとおりである。これを、宣德中年に行われた官田徴收率切下げ以後のものとする根據は、本文でのべた洪武二十四年の數値に近似する永樂十年分の秋糧各項の總徴收額一二五萬四九一五石餘、切下げ以後の正統七年分の九三萬七〇〇五石餘の二者に對して、王奎の統計のうち第三表に轉載した「見在有徴」部分と轉載しなかつた「槩縣包陪」部分との和（王奎の統計には「通共」と記されている數値）である九三萬九五七〇石餘を比較する時、王奎の數値が宣德をはさんでそれより後の正統七年分に近似するからである。ただこれが正德期のものかどうかを斷定することは出來ない。宣德以後、正德初年まで官田の徴收率に大きな變化はなかつたという事實にもとずいて、本稿では「正德頃」という表現を假りにとつておく。（この項の數値の出典は次項參照）

○**第四表**の松江府下、華亭、上海二縣の平均徴收率を算出し得たのは、正德十六年（一五一七）刊の華亭縣志・卷六・田賦上所載の「附記各項田土并稅糧科則」以下の記事內容と、正德七年（一五一二）の序ある前引松江府志所載の「附記各項田土并稅糧科則」以下の記事內容とが、全く同系統のものであり、府志中の華亭縣部分の數値と、縣志の數値とが完全に一致するという事實を前提とする。まず縣志の記事うち、府志中の王奎による統計と同形式の統計をとり出し、府志のある一つの項目（たとえば一斗以上起科田）の數値から、それに對應する項目にあたる華亭縣の數値を引けば、對應する上海縣の數値が出るわけである。又、洪武～宣德期の平均徴收率復元のためには次のような操作を行つた。本註の前項に引用した永樂十年（一四一二）分と、正統七年（一四四二）分との秋糧額の差、三一萬七八〇九石餘は、これらの數値の出典である嘉慶松江府志・卷二十・田賦上に載せられた、「宣德五年」敕減稅糧米麥豆穀共計三〇萬二八五五石餘に接近する。すなわち右の差は、宣德五年（一四三〇）の詔勅によつてそれから二・三年後に蘇・松等の地方で實施された例の官田徴收率引き下げの結果に他ならない。永樂十年と正統七年とでは、秋糧項下の秔米・糯米・赤米・黃豆・斑豆・菉豆・赤穀の合計について、二五・四四％の減額が行われているのである。秋糧中には民田糧をも含むが、この引き下げは專ら官田の重額部分を對象としたものであり、且つ民田は面積も非常に狹く糧額も少いから、この二五・四四％は、そのまま官田糧の減額比率を示すものとみて差支えない。從つて、この際、松江府の官田每畝平均徴收率も、二五・四四％減少したと考えられる。第三表の官田糧額は、宣德の切り下げ後のものであることが明らかにされているから、これをもとにして割り出された正德頃の平均徴收率の數値に、一・三四一を乘じて宣德の切り下げ以前すなわち洪武～宣德期の數値を復元したわけである。

$$\left(1.341 = \frac{100.00}{100.00-25.44} = \frac{100.00}{74.56}\right)$$

(9) この點については次節參照

(10) 山根幸夫・十六世紀中國における賦役勞働制の改革・史學雜誌六〇の一一參照

藤井宏・一條鞭法の一側面・和田博士還暦記念東洋史論叢

雑役勞働を割り當てる場合、この蘇松地區で、官糧と民糧とが、本來どのように區別して意識されていたか？　北方への買馬當站の役について、況太守集・卷七・請免借馬及派買物料奏の記述から分析する。まず同奏中の蘇州府嘉定等縣の申文が引用する兵部の議得には、「先於南直隸鎭江・常州・蘇州・松江四府・浙江等布政司所屬杭州等六府人民　除當站外　於未營當站人戶內　有民糧五百石以上富實大戶之家　借買上馬二疋　四百石以上買中馬一疋　三百石以上買下馬一疋　如本戶糧數不及　許於十石以上之家輳當一疋　發北方驛分　暫且走遞　所在土民貼力養馬……」

とあり、この案により、永樂帝は施行を命令する。さて、その實施狀況について上記の各縣知縣たちは、知府況鍾に對する發言の中で、「除欽遵坐派本府縣馬二百四十餘疋　因民無糧五百石及十石以上大戶　止有小戶民糧　僉點不敷……將重租官糧　盡數輳買解部　分撥山東等處銅城等驛走遞　到今二十八年」とのべる。すなわち、第一回に當站させた以外の人戶は、次回二百四十餘疋を坐派されたが、蘇州一府に當時すでに、民糧としては十石以上を有する家がなく、それ以外はただ十石以下の民糧を負擔納稅する小戶であつたこと、したがつて、當初のたてまえを破つて、重租官糧の納入者全部に對し、何らかの基準を決め、何戶かを合して一疋の馬を買わせて走遞に當てさせたことが示されている。ここに、官糧を雑役勞働の對象とせぬという原理の明初における實在と、そういつた全免原理（輕減原理ではなく）の蘇松地方における

純粹適用の難しさを理解し得るのである。ついでながら、第三節のために補足すれば、やや建文・永樂期よりおくれる宣德六年當時の蘇州府實在人戶三十六萬九千二百五十二戶（況太守集・卷八・丁少糧多・請免遠運奏・宣德六年三月初八日）を利用し、上記二百四十餘疋という馬數から逆算した十石以上の民田糧納入者の數と比較する時（たとえこれに第一回當站の人戶を加えるとしても尙且つ）、永樂初年、民田のみを、あるいは民田を主要對象として戶下に所有し農業經營をし得る農家が非常に少なく、凡ゆる農民層が官田に關係している現實を、この事例は明らかにする。

明代雑役勞働の施行方法における最初の劃期的改革たる均徭法―從來不定期的であつた雑役の割り當てを、里甲正役と同樣、十年に一度と定期化し、割り當て臺帳たる均徭冊上の戶則の順位を主として田土（或いは稅糧）の多寡によるようにしたーは、天順年間（一四五七～六四）に江南地方でも實施される（山根氏前揭論文による）。このようにこと蘇松地方を含む長江以南では、從前から重要視されていた田土の編審基準としての性格が、とくにはつきり表面化してくると、雑役の免除乃至輕減の慣行を擔つている官田を、どのように處置するかが、論理の發展として當然問題になつたと豫想される。〈官田を編審の基準とするか、しないか。するとすれば、民田と全く同等に扱うか、あるいは遞減換算するか〉というような形で。當面問題としている官田面積八四・五二％という松江府、前者より官田の占める比率は低いが、やはり重要な官田地帶に屬する隣接の嘉興府、常州府において、均

徭法施行後の正德・嘉靖年間（一五二二～六五）、――官田と民田とをともに雜役編審の基準、あるいは、注目すべきことではあるが、直接の對象とする、そして、兩者の間に官は輕く民は重くという差別をつける――というような内容を持つたたてまえの存在が、具體的に資料の上に現われる。

A、近歲均徭併計丁產　甲首亦計田出錢……而均徭官田畝取銀四分　民田畝六分　甲首民田畝分五厘　官田畝一分　皆十歲一輪　畝歲錢四五文而止　猶未重也―後文によつて正德十一年（一五一六）以前の規定であると確定してよい―（崇禎松江府志・卷十・田賦三所載の松江府華亭縣の人顧清の秋亭雜記による）

B、而況均徭之編　五升田畝出銀五錢　五斗田畝僅出銀三分乎（前掲書同箇所所載、同じく華亭縣の人徐階の徐文貞公興撫按均徭書による。全文の意を關係資料と照合した結果、隆慶三年（一五六七）、松江府で官田民田の一則化がおこなわれる直前の狀況を語るものであると斷定してよい。嘉靖末期の事であろう）

C、嘉善土貢在該年里甲　而均徭則在先五年者　其一斗至五升及無耗田　以每畝計　二斗至三斗者　以半畝計　四斗至五斗者　以二分計　此田差法也（正德十三年〔一五一七〕の序ある嘉興府嘉善縣志による。當時の慣行であろう。なお、この嘉善縣は、嘉靖嘉興府圖記・卷八・物土によれば、官田二七七〇頃七三畝餘で四六・九四%、民田三一三二頃二七畝餘で五三・〇%、嘉興府の中でもつとも官田比率の高い地域である）

D、常州府において、嘉靖十四年（一五三五）、武進縣知縣馬汝彰によつて同縣下で創行され、雜役勞働の割り當て合理化を目的としている十段法の編審基準に關する規定は、「官田一千三百九十六頃六十三畝七分、每五畝折民田一畝」となつている。（萬曆常州府志・卷六・錢穀三による）

以上のように、Aでは、〈官2〉：〈民3〉、Bでは〈五斗0.6〉：〈五升10〉、Cでは、〈五斗1〉：〈五升5〉、Dでは、〈官1〉：〈民5〉の割合で、雜役編審基準乃至對象としての田土のうち、官田乃至高率田が、民田乃至輕率田に對し、遞減換算されている。各々の例が表現のニュアンスを異にする點、ならびに從來の研究（山根氏前掲論文）よりもはるかに早い時期に、松江府で、均徭銀の田土への直接くりこみが行われていること、里甲銀にも、田土を直接の對象とする限り官民田間の差別があることなど、雜役勞働制や全徭役勞働體系自身に關連する問題點については、稿を改めて論じたい。ここでは均徭法實施後のこれら具體例から溯及することによつて、明初洪武期の官田にも、その再生產を保障すべき雜役勞働免除乃至輕減の慣行を認め得るというほぼ確實な推定が導かれることをいうにとどめる。

次に、官田が民田に比してはるかに少なく、雜役勞働の項目と實質負擔とが增加した後も、右の慣行が、より生命を保ちやすかつたと見られる浙東・福建・江西・湖廣などの、蘇・松・嘉・湖の周邊地域から各々若干例を選んで提示する。

E、丁田正差　以人爲丁　以田準十五畝爲丁　至黃仁山

始視差法　準十畝爲丁　此略從輕民之意也……官田舊以稅重　凡丁差皆不及（今定海仍然）今則半民田矣（嘉靖三十九年〔一五六〇〕刊寧波府志・卷二四・田賦）

F、然官田有折銀無力役、民田有重役無輕賚（ヒ）以比較之無甚差別（萬曆十四年〔一五八六〕刊紹興府志・卷十四・田賦志所載・翁大立餘姚量田記）

G、民田苦繇役重累　官田有折解而無繇役（天下郡國利病書・原編第十六冊・福建・泉州府新志・田土）

H、均徭　額編銀共計二萬一千六百五十四兩有奇　其法以人丁・民粮兼派　每人丁二丁　折民粮一石　惟吉水以官粮兼派　安福以沙米兼派　皆以二石　折民粮一石　驛傳　額派銀一萬三千六百八十二兩有奇　俱以民粮單派不及丁　安福則更以沙米折民粮如前　民兵　編銀三萬五千五百二十兩有奇以人丁・民粮兼派如里甲　惟吉水以官粮二石・人丁一丁　安福則更以沙米折民粮如前（萬曆十三年〔一五八五〕刊吉安府志・卷十三・戶賦志）

I、秋糧官民米一六萬四六九二石九斗五升有奇　內二斗以上起科官米一萬八三三石八斗五升二合有奇　江夏縣展城包砌米三九石七斗一升七合　俱全免派差　止納京庫　又一斗以上起科官米一萬一七二石九斗二升三合　俱折半當差　止納京庫并練兵糧餉・顯承二衛月糧　又一斗以下起科官民米一四萬二五八三石四斗五升六合（一斗以下の項については〝差〟との關係をのべていない。すなわち、完全に〝差〟＝雜役勞働の對象とされるのである）（萬曆三十一年〔一六〇三〕刊湖廣總志・卷二二・貢賦二・武昌府）Eは浙江東部の寧波府、

Fは同紹興府における事例で、關係資料により、ともに嘉靖四十四年（一五六五）浙江地方における一條鞭法施行前夜の狀態。Gは年次不明ながら、明代の福建泉州府下における官田・民田各々の雜役に對する關係を端的に示す。Hは、萬曆十三年當時、江西吉安府で、里甲正役以外の徭役勞働＝雜役の各項が、原則的に民糧＝民田糧を賦課對象としたこと、官田・沙田のとくに多い地區では、民田より率を下げて、官粮・沙米が對象とされたことを語る。Iは、萬曆三十一年頃、湖廣武昌府で、官米＝官田米二斗以上のものには雜役割當全免、一斗以上には、一斗以下のものの二分の一の率で割引賦課、一斗以下には、官米、民米を問わず、雜役割當が全面的になされたことを表わす。これらE以下の資料は、各々の地域での具體的方法に樣々な差異を殘しつつも、基本的方向では一致しており、間接的に、本稿の主題とする蘇松地區の雜役勞働と官田との關係を裏付けるであろう。

萬曆大明會典は洪武間の令として、各處の官田糧を、銀・棉布・絹などで折收させ（卷二八・會計四・京糧）、洪武十八年の令として、兩浙及び京畿官田と特に指定して、同じく稅糧を鈔・金・銀・棉布・絹などで折收させ、物品による一定の換算率を定めている（卷二九・徵收）。この二例は本文の事例とやや考え方に食い違いがあり、秋糧の米穀自體を折納させるもので、ここに一方では現物租稅の確保を求めつつ、他方で有力な公私の財源となり得る銀・布・絹などを徵收しようとした政府・官僚の上からの恣意的欲求を見出すことも出來よう。しかし、折收の品目に鈔が入っていることにも象徵さ

れるように、官田農民の再生産を維持させるという考え方で、時折このような措置がとられたことも、永樂十三年以後拖欠糧が非常に増大して來た時期における諸種の輕賚(セイ)による折收の事實（杜宗桓上巡撫侍郎周忱書・崇禎松江府志・卷七・田賦中から認めなければならない。草料については、卷二九・徵收に「洪武二十三年令　官田每頃草料七包半　民田加倍　俱起運赴京　定場交納」とあつて、官田への配慮が見える。

(15)

この間の經緯を明らかに示すものに、官民田稅糧一般に關する天下郡國利病書・原編第十二冊・浙江下・海鹽縣志・食貨篇の記述がある。「國初江南正賦　止有兩稅　而轉輸之費俱不入額　蓋其時奠鼎金陵　地近易達　故卽以運納借之民力不稱厲也　迨改宅幽燕　道里艱難　小民遠運抵京　正糧一石　率用米至于三石　財殫力罷　勢須厘改」

(16)

たとえば里甲制を通じて課せられる正役的な勞働が、稅糧の徵收運輸・灌漑水利工事などに際し、里長・塘長などにあたる農家への、何らかの形での共同作業として賦課されてくるとき、官田承佃農民の再生産には不利な條件が與えられる。このように官田をめぐる再生産のしくみについては無視出來ない條件が本文であげた條件以外にも存在しているのである。なお雜役勞働の免除乃輕減ということ自體、宣德以降、正德・嘉靖期へと、「雜役」を通じての政府・官僚の收奪が强化されるいわば「役の時代」に對し、ともかくも中央集權の基礎を固めるための現物租稅源を求めた國初のいわば「稅の時代」にあつて、より多く、より速やかに農業生產物を農民層から獲得しようとする政府がとつたところの、一時的な措置であると解釋出來る一面を持つ。又、軍戶、匠戶、灶戶などには、それぞれの任務自身が特別な役とみなされて、通常の役を與えないという考え方や、全種官田戶に含まれている極貧層には現實問題として役を賦課し得ないという考え方と同じ方向のものにすぎないとみることも出來よう。にもかかわらず、この問題は重要である。すなわち、明代の蘇松地方をはじめ各地あつて、後代までこのたてまえが根强く殘存していつた事實は、國家權力による農民層からの稅・役收奪が、極端な表現をとれば、「稅重ければ役輕く、稅輕ければ役重し」というように、もはや一定のバランスを保つことなしには、不可能になつて來たことを暗示するのではないかと思われるからである。少くとも制度の表面に出すべきたてまえとしては。嘉靖十六年（一五三七）、蘇州府知府王儀が行つた一條鞭法的改革、所謂「徵一法」において、「稅」における改革と「役」における改革とが同時に行なわれた（岩見宏・明の嘉靖朝前後における賦役改革について・東洋史研究・十の五）のは、このような見地からすれば極めて當然のことで、稅・役兩者の賦課方法が嘉靖期以前から、密接な內面的關連をもつていたことの一つのあらわれである。官田の多いしかも田土の生產力の高いこの特異な地域にあつて、稅・役のバランスの問題は、とくに鋭どく意識されたのであろう。この點は當代の中國社會における國家權力のあり方に一つの示唆を與えるものとしてさらに深く追求さるべきであろう。

<第3表> 宣德後半～正德間（推定）松江府税糧科則分布表

地目名及び税糧科則（＝每畝徴收額）	面積	官・民總計内の百分比	官・民各々における百分比	糧額	官・民總計内の百分比	官・民各々における百分比
	頃 畝	%		石	%	
官田	32488.34	81.54		748752	94.16	
1升以上起科田	47.24	0.12	0.15 %	50	0.006	0.007%
2	3.30	0.008	0.01	7	0.001	0.001
3	959.21	2.41	2.95	3108	0.39	0.42
4	2.17	0.005	0.007	94	0.01	0.01
5	3485.85	8.75	10.73	18393	2.31	2.46
6	17.04	0.04	0.05	112	0.01	0.02
7	10.83	0.03	0.03	82	0.01	0.01
8	25.97	0.07	0.08	227	0.03	0.03
9	9.10	0.02	0.03	87	0.01	0.01
1斗以上起科田	7710.00	19.35	23.73	97717	12.29	13.05
2	9962.02	25.00	30.66	239716	30.14	32.02
3	7449.43	18.70	22.93	250221	31.47	33.42
4	1426.74	3.58	4.39	62019	7.80	8.28
5	1048.67	2.63	3.23	52726	6.63	7.04
6	130.68	0.33	0.40	8311	1.05	1.11
7	196.34	0.49	0.60	15525	1.95	2.07
8	2.61	0.007	0.008	219	0.03	0.03
9	50	0.001	0.002	50	0.006	0.007
1石以上起科田	52	0.001	0.002	69	0.008	0.009
2	1	——	——	4	——	0.001
3	1	——	——	1	——	——
4	(0.22畝＝2分2厘)	——	——	1	——	——
	頃 畝	%		石	%	
民田	7356.91	18.46		46487	5.84	
6合3勺起科田	(0.83＝8分3厘)	——	——	(0.0028石＝2升8合)	——	——
1升以上起科田	0.20	0.001	0.02 %	(0.2193石＝2斗1升9合3勺)	——	——
2	68.62	0.17	0.93	146	0.02	0.31 %
3	637.25	1.60	8.66	2065	0.26	4.44
4	55.00	0.14	0.75	236	0.03	0.51
5	5409.20	13.50	73.53	28918	3.64	62.21
6	0.63	0.002	0.009	4	0.0005	0.009
7	0.38	0.001	0.005	2	0.0003	0.004
8	7.68	0.02	0.10	62	0.008	0.13
9	25	0.001	0.003	2	0.0003	0.004
1斗以上起科田	994.81	2.50	13.52	11303	1.42	24.32
2	178.42	0.45	2.43	3613	0.46	1.78
3	4.39	0.01	0.06	136	0.02	0.293
4	2	——	——	(0.993石＝9斗9升3合)	——	——

●この表は正德7年（1512）付顧清の序ある正德松江府志・巻七・田賦中によつた。
●面積は「分」以下を省略し，各項の糧額は「斗」以下を省略した。従つて面積や糧額の總計は原文とは若干異なつている。
●百分比は小數點以下第4位を基準とした。それ以下のものについては殆んど無視してもよいが，参考のために記しておいた。その中，たとえば，0.009%は0.01%に四捨五入できるが，上記のごとく4位までに數が出なかつたものとしてそのままにしておいた。従つて數學的には必らずしも取捨の基準が嚴密ではない。なお「——」は以上の條件をおいてもなお完全に無視すべき數値である。
●註8に記したように，この表が，宣德中年～末年の官田徴收率平均25%強切り下げ以後のものであることは確實である。

<第2表> 洪武初年蘇州府地目別起科等則表

	頃 畝
○本朝計撥本府所轄六縣及崇明新隸共有田土	67490.00
内訳官田土	29906.07
民田土	20945.51
抄沒田土	16638.40

○各縣具有起科等則　亦任土所宜而作實也

縣名	地目名	面積	起科等則（＝每畝徴收額）單位＝石
長洲縣田土		11138.96	
	官田	5039.63	原科 0.73 0.63 0.53 0.43 0.33 0.23 0.13 0.2 0.05 0.03
	功臣還官田 開耕田	218.28	0.435 0.3 0.2 0.25 0.4
	民田	3645.45	0.26 0.23 0.16 0.13 0.05 0.03
	抄沒田土原額田	229.08	0.73 0.63 0.51 0.43 0.4
	今科田	2224.78	0.35 0.33 0.25 0.23 0.13 0.05 0.03
吳縣田土		4383.45	
	官田	2274.39	元科 0.73 0.63 0.53 0.43 0.33 0.23 0.2 0.13 0.05 0.03 0.01
	功臣還官田	63.96	0.43 0.36 0.35 0.34 0.33 0.32 0.3 0.29 0.28 0.25 0.23 0.22 0.21 一則 二斗之上 0.2 0.18
	開耕田		0.4
	民田	1468.33	0.23 0.13 0.05 0.03 0.01
	抄沒田元額田	32.23	0.73 0.63 0.53 0.43
	今科田	608.49	0.35 0.33 0.3 0.26 0.24 0.23 0.21 0.13 0.05 0.03
吳江縣田土		11253.76	
	官田	4509.70	0.73 0.63 0.53 0.43 0.33 0.23 0.2 0.13 0.05 0.03 0.01
	民田	5307.05	0.52 0.33 0.23 0.13 0.05 0.03
	抄沒田原額田	512.73	0.73 0.63 0.53 0.43
	今科田	924.36	0.35
嘉定縣田土		14186.72	
	官田	6380.88	0.73 0.63 0.53 0.43 0.32 0.23 0.13 0.05
	民田	3855.70	0.53 0.43 0.33 0.23 0.13 0.05
	抄沒田原額田	3.78	0.73 0.53 0.43
	今科田	3946.34	0.35 0.34 0.33 0.32 0.31 0.3 自二 斗九升每一則減一升下至五升計二十五則
崑山縣田土		12541.43	
	官田	6378.25	元科 0.73 0.63 0.53 0.5 0.43 0.33 0.3 0.23 0.2 0.13 0.1 0.05 0.03
	功臣還官田 開耕田		0.4 0.31 0.25 0.21 0.05 0.73 0.4
	民田	1953.22	0.23 0.13 0.05 0.03
	抄沒田 原額田 今科田	3709.95	0.73 0.65 0.63 0.55 0.53 0.45 0.43 自二斗五升每則遞減一升凡三十則
常熟縣田土		11725.02	
	官田 元科田	3629.39	0.73 0.63 0.53 0.43 0.33 0.3 0.23 0.13 0.05 0.03
	開耕田 功臣還官田		0.4 1.63 0.38 0.37 0.36 0.35 0.34 0.3 0.28 0.25
	民田	3705.58	0.23 0.13 0.05 0.03
	抄沒田 原額田 今科田	4390.04	0.72 0.63 0.53 0.43 0.4 自三斗五升每則遞減一升至八升凡二十八則 0.06 0.05 0.03
崇明縣田地		2260.63	
	官田	1193.80	
	民田	1010.15	
	抄沒田	56.67	

●この表は，洪武12年4月付末裔の飲ある書物編纂の洪武蘇州府志・巻九・田賦により作製した。
●面積は「分」以下を省略し，單位を「畝」にいれた。又每畝の徴收額は，單位を「石」にとつた。
●原文から，ニュアンスを導入するものが，[illegible]は残したが，他は省略した。なお，崇明縣の官田，抄沒田の項下には，[illegible]に各縣・[illegible]年 [illegible]の則が記されているが，煩をいとつて省いた。しかし，その内容は本文の論旨に關する上で重要な所説を含んでおり，検討の上機會を得て紹介したい。
●長洲縣，吳縣のみは，[illegible]田[illegible]面積まで記載しているが，これは各縣それぞれの田土總計には關係しない。すなわち，[illegible]面積[illegible]に含まれるものである。
●原文のまま，所[illegible]に[illegible]るものは，訂正してある。
●上記のご注は原文に付された[illegible]である。

<第1表>

地區名	地目名	面積	各地區内官民田百分比	典據
蘇州府	官田 民田	60094頃 35323	62.98% 37.02	正德姑蘇志卷十五・田賦
松江府	官田 民田	47156 7300	84.52 15.58	正德會典卷十九・戶部四・州縣二・田土
嘉興府	官田 民田	10240 27938	26.82 73.18	嘉靖嘉興府圖記卷八物土
湖州府	官田 民田	6619 20668	24.26 74.54	嘉靖浙江通志卷十七貢賦志
常州府	官田 民田	9041 52736	14.64 85.36	松江府に同じ
鎭江府	官田 民田	10356 22365	31.65 68.35	松江府に同じ
六府總計	*官田 民田	143508 166330	46.32 53.68	上記各典據により假りに算出したもの。

＊宋代浙西の六郡におかれたといわれる公田約35000頃の4.10倍にあたる（單位のとり方がひとしいものと假定して）

<第4表> 蘇松地區官・民田平均每畝税糧徴收額

地區名	地目名	平均每畝税糧徴收額	年代
		斗	
蘇州府一般	官田 民田	4.369 0.433	洪武～宣德前半
松江府一般	官田	3.090	洪武～宣德前半（推定復元額）
	官田 民田	2.304 0.632	宣德後半～正德間（洪武～宣德前半の民田は左期間に等しいものと考えてよい）
松江府華亭縣	官田	3.307	洪武～宣德前半（推定復元額）
	官田 民田	2.466 0.716	宣德後半～正德間（洪武～宣德前半の民田は左期間に等しいものと考えてよい）
松江府上海縣	官田	2.710	洪武～宣德前半（推定復元額）
	官田 民田	2.021 0.500	宣德後半～正德間（洪武～宣德前半の民田は左期間に等しいものと考えてよい）

本表算出の根據については註（8）参照

<第5表> 蘇松地區每畝收獲量・小作料の参考資料

地區名		收穫量（單位石）	＊小作料（單位石）	時代	典據
蘇州府	府内一般	1.0～强3.0弱	0.8・0.9～1.2・1.3	明末清初？	日知錄卷十蘇松二府田賦之重
	吳江縣		1.0	清初	潛書・食難
	〃 震澤縣（舊吳江）		0.8～1.7・1.8 0.5～1.8	康熙 乾隆	康熙吳江縣志卷五・風俗 乾隆震澤縣志・卷二十五・生業
	常熟縣	上農 2.0 中農 1.0强 下農 1.0		嘉靖	嘉靖重脩常熟縣志・卷二・食貨志
松江府	府内一般	西鄉2.5～3.0 東鄉1.5	1.6・1.7 0.7	嘉靖	四友齋叢說・卷十四・史十
	**華亭縣・青浦縣	1.5～2.0	1・0～1.5・1.6	康熙？	閱世編卷一
	上海縣		上 1.2 中 0.8・0.9 下 0.6	康熙？	閱世編卷一
湖州府烏程縣		2.0		崇禎	崇禎烏程縣志卷三・賦役

＊ 民間の地主－佃戶関係における私租を意味する。
＊＊ 松江府下に華亭上海兩縣の地を若干割いて青浦縣がはじめて置かれたのは嘉靖21年（1542）で，その後一度廢され，萬曆元年（1573）再び置かれて清代に至つている。従つて，第4表や註(8)の典據となつた正德松江府志〔正德7年（1512）序〕や正德華亭縣志〔正德16年（1521）序〕の編纂された当時の松江府下には，華亭・上海の二縣のみが存在していたのである。註(8)参照。

Government-Owned Fields (官田) in South China under the Ming 明

Masao Mori

The cultivated fields owned by the Ming Government in south China, especially in the fluvial regions of the Yangtze, were enormous; in 1391 about 63% of all cultivated fields in Suchou 蘇州 Prefecture was government-owned, while approximately 84% in Sungchiang 松江. In Suchou the ratio of crop dues from the government-owned fields against the whole crop dues amounted to 95%, while in Sungchiang 94%. This shows that in the early Ming period agricultural exploitation by the government was largely carried out through government ownership. Though the rate of dues from government-owned fields (on average 4.369 tou 斗 per mou 畝 in Suchou and 3.09 in Sungchiang) was considerably higher than that from privately owned fields, it was much lower than the rate of farm rent which often reached over one shih 石 per mou. There were other favorable conditions for tenant farmers of government-owned fields such as exemption from, or reduction of, covées and facilities for transportation. Taking these into consideration, tenants of government-owned lands enjoyed privileges as compared with those working for landlords who exacted more than one shih per mou as tenancy. Part of the government-owned land was tenanted even by landholding farmers and landlords. The collapse during 1426-1435 of the government ownership system, as seen in the decrease of dues from Suchou and Sungchiang, was due to not only the shifting of political center to north China but the extremely heavy burdens to be born by the peasantry. Considerable influence was exercised down to the early 16th century by the government ownership system over the form and structure of landownership.

On the Cotton-Sizing Industry in Ch'ing 清 China

Suguru Yokoyama

Cotton-sizing was developed in Suchou 蘇州 under the Ch'ing 清,